

# IMES DISCUSSION PAPER SERIES

## 日本におけるIFRSの任意適用の意義

おうちかつぐ  
鶯地隆継

Discussion Paper No. 2023-J-3

# IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<https://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

## 日本におけるIFRSの任意適用の意義

おうちたかつぐ  
鷺地隆継\*

## 要 旨

日本が2009年にIFRSの適用を開始してから10年以上が経過し、日本におけるIFRS適用企業の時価総額はJPX日経インデックス400対象企業の時価総額の過半を占めるに至っている。日本では、IFRSを強制適用するのではなく、企業が日本基準とIFRSとを完全に自由に選択できる任意適用というユニークな対応が採られているが、こうした対応の持つ意義は必ずしも明らかではない。本稿では、IFRSの策定目的や国際的展開の経過を概括し、現在の適用状況を整理した上で、先行研究から得られる知見をもとに、日本におけるIFRSの任意適用の意義を探った。その結果、(i)IFRSの強制適用は140を超える法域に広がっているものの、ローカルな会計基準と衝突する基準は削除されるケースがあるなど強制適用の程度にはばらつきがあること、(ii)経済的帰結に関する実証的分析からは、任意適用に比べて強制適用の優位性を示唆する海外の研究がある反面、日本では価値関連性の向上など任意適用を肯定的に捉える研究もみられること、(iii)制度選択に関する理論的分析からは、国際的な会計基準の収斂を進展させる過程では、収斂先の多様性を許容することが有効であることを確認した。そうしたもとの、企業がグローバルな経営環境に適合するためにIFRSを自由に選択できる点や、比較衡量できる複数の基準が併存することによって、IFRSを中心軸とする会計基準の発展に寄与し得る点を任意適用の意義として肯定的に評価した。キーワード：IFRS、会計基準、任意適用、制度選択、コンバージェンス、ダブルスタンダード

JEL classification : M41

\* 有限責任監査法人トーマツ (E-mail: takatsugu.ochi@tohatsu.co.jp)

本稿は、日本銀行金融研究所客員研究員として行った研究をまとめたものである。本稿の作成に当たっては、秋葉賢一教授（早稲田大学）、今給黎真一氏（日立製作所）、西川郁生客員教授（慶應義塾大学）から有益なコメントを得た。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行や有限責任監査法人トーマツの公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

## 目次

1. はじめに.....	1
2. 本稿で使用するキーワード.....	2
3. IFRS の策定目的と国際的展開の経緯.....	5
(1) IFRS の策定目的と国際的展開のアプローチ.....	5
(2) 2011 年までの IASC (IASB) の取組みと米国および日本の対応.....	6
イ. IASC (IASB) の取組みと米国の対応.....	6
ロ. 日本の対応.....	9
(3) 2011 年以降の IASB の取組みと米国および日本の対応.....	11
イ. IASB の取組みと米国の対応.....	11
ロ. 日本の対応.....	13
4. IFRS 適用の現状.....	14
(1) 世界的な IFRS の適用状況.....	14
(2) 日本における IFRS の任意適用の状況.....	17
イ. 制度面からみた IFRS 適用の特徴.....	17
ロ. IFRS 任意適用企業数および産業別の特徴.....	18
5. 日本における IFRS の任意適用の意義.....	18
(1) IFRS の任意適用がもたらす経済的帰結.....	19
イ. 日本での先行研究からの示唆.....	19
ロ. 海外の先行研究からの示唆.....	21
ハ. 日本の状況に対する考察.....	22
(2) 制度選択からみた IFRS の任意適用.....	23
6. おわりに：IFRS の任意適用の意義についての若干の考察.....	25
参考文献.....	27

## 1. はじめに

2005年に国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）（後述2のキーワード1を参照）が欧州連合（EU）において強制適用（後述2のキーワード3を参照）され、IFRSが実務において使用され始めてから15年超が経過した。当初は、会計処理の原則的な規範を定めた簡素な基準であったIFRSは、詳細な規則としての性格を持つ米国会計基準（以下「US-GAAP」）とのコンバージェンス（後述2のキーワード6を参照）や基準の同一化（後述2のキーワード9を参照）などの取組みを経て、相当程度複雑化している。また、個別基準の適用面においても、IFRSの国際的に首尾一貫した適用（consistent application）（後述2のキーワード11を参照）を徹底させるために、IFRS解釈指針委員会によるアジェンダ決定（後述2のキーワード12を参照）の役割が見直され、適用方法の詳細な解説が加えられるようになったことなどから、ルールブック的な側面もみえてきている。

この間、日本はIFRSの任意適用（後述2のキーワード4を参照）という、国際的にはユニークな取組みを、今日まで継続している。東京証券取引所 [2022]によれば、日本におけるIFRS適用企業の規模は拡大しており、2022年6月末現在で、適用予定等も含めたIFRS適用企業の時価総額の東証上場企業の時価総額に占める割合は、45.1%となっている。その一方で、企業数で見ると、適用予定等も含めたIFRS適用企業数（264社）の東証上場企業数（3,770社）に占める比率は7%程度に留まっているほか、業種毎のばらつきもみられる。IFRSを適用するか否かの判断を企業に委ねた結果として、日本のIFRS適用企業は、一部の業種の大手企業に偏っており、中規模の上場企業を含めた全業種に広がっているわけではない。このような日本の状況について、資本市場にIFRS適用企業と日本基準適用企業が混在していることから、国内の制度基盤としての会計基準が比較可能性など重要な役割を果たしていないようにもみえる。一方で、企業が自らの経営戦略としてIFRSを活用することによって、より効率的な経営管理が可能となっているとも考えられる。このように、IFRSの任意適用は二面性のある制度であり、それがどのような意義を持つものかは必ずしも明らかになっていない。

そこで本稿では、こうした問題意識のもとで、日本によるIFRSの任意適用がどのような意義をもたらしているか、先行研究から得られる示唆を探るとともに、会計情報の作成や会計基準の開発に携わった筆者の経験を踏まえて若干の考察を加える。本稿の構成は、以下のとおりである。まず、第2節では、IFRSの国際的展開に関して一般的に使用されている用語のうちいくつかを、この論文において限定的な意味を持つキーワードとして定義する。第3節では、IFRSが策定された目的やその展開の戦略を確認するとともに、国際的な会計基準の

策定や各法域における適用を巡る歴史的な経緯について整理する。第4節では、現在の世界および日本におけるIFRSの適用状況について事実確認を行う。その後、第5節では、IFRSの任意適用がもたらす経済的帰結や、制度選択の理論的分析に関する先行研究から得られる示唆を探る。最後に、第6節では、本稿のまとめとして、IFRSの任意適用の意義について若干の考察を行う。

## 2. 本稿で使用するキーワード

IFRSの国際的展開に関して一般的に使用されているいくつかの用語について、本稿においては、以下に示すような限定的な意味を示すものとして定義する。

### キーワード1：IFRS

本稿においては、会計基準のセットとして完成されたIFRS会計基準全体を指す。IFRSの中の特定の基準を示す場合には「個別のIFRS」という用語を用いる。なお2021年11月から、IFRSという呼称はIFRS会計基準とIFRSサステナビリティ開示基準の2つの基準を含むこととなったが、本稿におけるIFRSという表記は、IFRS会計基準のみを指す。

### キーワード2：ピュアIFRS

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）が公表したIFRSに一切の修正や解釈を加えないIFRSで、その時点で有効なIFRSと最新の解釈指針や適用指針、アジェンダ決定（後述のキーワード12を参照）をすべて反映したものを指す。各法域でのエンドースメント手続（後述のキーワード7を参照）により、部分的にでも個別のIFRSを修正したりや独自の解釈を適用したりする場合は、ピュアIFRSとは呼ばない。例えば、欧州で適用されているIFRSは、個別のIFRSにおいて部分的に削除されているためピュアIFRSではない。

### キーワード3：IFRSの強制適用

同一の証券市場セグメントにおいて上場しているすべての企業に対して、IFRSによる財務諸表の作成を当局が法的に強制すること。強制適用の対象となるIFRSは、ピュアIFRSの場合もあれば、エンドースメントされたIFRS（後述のキーワード8を参照）の場合もある。

### キーワード4：IFRSの任意適用

法域内で強制されていた会計基準に代えて、IFRSによる財務諸表を任意で作

成することを当局が法的に許可し、これまで強制されていた会計基準による財務諸表の作成を免除することを指す。このことにより、同一の証券市場セグメントに IFRS を適用した企業とそれ以外の会計基準を適用した企業が併存する状態をいう。この免除がないまま、IFRS による財務諸表を任意で作成すること（二重作成）は、本稿では IFRS の任意適用とは呼ばない。

#### キーワード 5：アドプション

法域内で強制されていた会計基準に代えて、IFRS による財務諸表を作成することを当局が法的に許可または強制し、これまで強制されていた会計基準による財務諸表の作成を免除すること。アドプションという用語は強制／任意を問わず、「適用」ということを意味する。本稿では、コンバージェンス（後述のキーワード 6 を参照）との対比のためにアドプションという用語を使用する場合がある。その場合、文脈において強制を前提とした用語の使用である場合は、アドプション（強制）という表現を用い、その前提がない場合にはアドプション（強制／任意）という使い分けをする。

#### キーワード 6：コンバージェンス

一般的には、2 つまたは 2 つ以上の会計基準の内容を双方から歩み寄らせる収斂作業全般のことを意味するが、本稿においては、US-GAAP とのコンバージェンス以外の場合は、理論の整理上の都合により、ある法域がその法域内で強制されている会計基準を維持したまま、その基準を IFRS に歩み寄らせる作業のことを指す。

#### キーワード 7：エンドースメント手続

IFRS を強制適用または任意適用している法域において、基準設定主体が存在し、個別の IFRS をその法域内で利用するかどうかについて実体のある独自の審査をすることを指す。審査の結果、その個別の IFRS を利用しない、または、個別の IFRS を部分的に削除（カーブアウト）することがある。通常、エンドースメント手続がある法域においてはその法域でエンドースメントされた IFRS（後述のキーワード 8 を参照）のみが利用可能となる。

#### キーワード 8：エンドースメントされた IFRS

ある法域内でのエンドースメント手続を経て、個別の IFRS を部分的に削除、修正または運用上の新たな解釈が加えられた IFRS を指す。本稿では、実体のある独自の審査を意味するエンドースメント手続を経た IFRS については、仮に全

く修正がなかったとしてもエンドースメントされた IFRS と呼び、ピュア IFRS とは呼ばない。本稿では、第 4 節で分析するとおり、日本の現在の IFRS 任意適用においては実体を伴うエンドースメント手続は存在していないと考えるので、指定国際会計基準の適用は、ピュア IFRS の任意適用であると判断している。

#### キーワード 9：基準の同一化

会計基準を一言一句同一（word for word identical）にする作業を指す。IASB と米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）との間で個別の IFRS と個別の US-GAAP の間で一時試みられた。基準を部分的に採り入れるコンバージェンスと異なり、将来の解釈の相違や適用上の相違が起らないように、基準全体を完全に同一にしてしまう作業である。これを実現するためには基準を作成する審議会が共同プロジェクトを遂行し、同じテーブルで、同じスタッフペーパーに基づいて議論することが前提となる。

#### キーワード 10：世界統一基準<sup>1</sup>の実現

IASB と FASB による IFRS と US-GAAP の同一化をさらに継続して進め、IFRS と US-GAAP が一組の基準として完全に同一になった場合に実現した可能性のあった国際的な状況を指す。この用語は、一般的に IFRS が作成することを目指す「高品質で理解可能、執行可能なグローバルに受け入れられた一組の会計基準（a single set of high quality, understandable and enforceable globally accepted accounting standards）」を発展させ、世界中で利用されうる会計基準が世界に 1 つしかなく、その「世界統一基準」がすべての法域内の会計基準としても強制されているという状況を指す。

#### キーワード 11：IFRS の国際的に首尾一貫した適用

IFRS を適用する世界中のすべての法域において、その法域の状況に応じて IFRS が首尾一貫して整合的に適用されることを指す。ある法域で適用された IFRS による会計処理と別の法域で適用された IFRS による会計処理の結果が異なることがないように注意を払うことをいう。例えば、ある法域で一般的な会計処理が、別の法域では一般的ではない場合がある。その際に、それが重要な相違（significant divergence）であれば、どちらかの処理に統一されなければならない。

#### キーワード 12：アジェンダ決定

IFRS 解釈指針委員会が、発見された IFRS 適用上の重要な相違に関して、解

---

<sup>1</sup> 手塚 [2009]の表現を参考にした。

積委員会では採りあげるかどうかを審議した結果を公表することを指す。従来は審議するかしないかを公表する簡素なものであったが、IFRS の国際的に首尾一貫した適用を徹底すべきとの流れ（第3節参照）から、あるべき適用方法の詳細な解説が入るようになった。IFRS の基準設定の手順を定めるデュープロセス・ハンドブックが2020年8月に改訂され、アジェンダ決定内の解説がどの程度拘束力があるかについて記載された（IFRS Foundation [2020] 第8.2–8.7項）。本稿においては、アジェンダ決定という言葉は詳細な解説付きのものを指すものとして使用する。

### 3. IFRS の策定目的と国際的展開の経緯

本稿における分析の出発点として、IFRS という会計基準が策定された目的やその国際的展開のアプローチを確認する。その上で、どうしてそのような会計基準の策定が必要となったのか、また、IFRS と US-GAAP が一組の基準として完全に同一になる世界統一基準の実現に向かっているかのようにみえた国際的な調整・交渉が、どのような経過を辿って現在の状況に至ったのか事実関係を整理する。仮に、IFRS が高品質な会計基準であり、その策定目的を共有していたとしても、そうした制度を受け入れるにあたっては、各国固有の事情や社会的な背景の影響を受けると考えられる。このため、本稿では、米国が IFRS 採用の断念を決定したと思われる2011年を1つの節目と捉え、その前後に分け、欧州、米国、日本の視点から経緯を振り返っておく。

#### （1）IFRS の策定目的と国際的展開のアプローチ

IFRS 財団のミッション・ステートメントの冒頭をみると、「われわれの使命は、世界の金融市場に透明性、説明責任および効率性をもたらす IFRS を開発することである。われわれの作業は、グローバル経済に信頼、成長、長期の金融安定をもたらすことで、公益に資する。」との記載があり、IFRS の策定目的は世界の金融市場に透明性、説明責任および効率性をもたらすことである。こうした目的を持つ IFRS を世界中に広く普及させつつ、高品質な会計基準としての IFRS の地位を確保し続けるため、IASB は、IFRS を基本的な概念に沿った原則的な会計処理の方法をまとめた「原則主義」の基準として策定した上で、ある法域で適用された IFRS による会計処理と別の法域で適用された IFRS による会計処理の結果が異なることがないように「首尾一貫した適用」を求めるというアプローチによって、IFRS の国際的展開を進めてきたと考えられる。また、個別基準の策定にあたっては、世界中の関係者がかわるデュープロセスを設けているほか、作業計画に関するアジェンダ・コンサルテーションを定期的に行うこととしている。

## (2) 2011年までの IASC (IASB) の取組みと米国および日本の対応

### イ. IASC (IASB) の取組みと米国の対応

会計基準には各国の会社法に沿って配当可能利益を算定したり、債権や債務の金額を確定したりする利害調整機能のほかに、広く潜在的な投資家などの経営資源提供者に対して、会社の財務状態を報告する情報提供機能がある。前者の利害調整機能はそれぞれの国の制度的枠組みの中で機能するものであるため、国による独自性があるが、後者の情報提供機能については、経済活動の範囲が拡大すると、それにあわせて利用範囲が拡大する。1970年代には、国際的な経済活動が活発になり、国外企業に対する直接投資も増え、国外の企業の財務諸表を理解し、それに基づいた投資判断をする必要性が増してきた。そのような中、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、米国の職業会計士団体の合意によって、1973年6月に現在のIASBの前身である国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) が設立された。設立の目的として、国際的に承認され、遵守される国際会計基準を作成・公表することを掲げていた。そして、IASCは国際的に承認可能かつ理解可能な財務諸表の作成・報告のために、1975年から順次、国際的に調和・統一された国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) を作成・公表した。1975年に公表されたIAS第1号「会計方針の開示」を皮切りに、2001年に公表されたIAS第41号「農業」にいたるまで、順次基準が公表された。このように、IASCが作成・公表していた基準は、まだ一組の完成されたセットにはなっておらず、ピースミールアプローチと呼ばれる個別の基準が順次ばらばらに公表されるものであった<sup>2</sup>。2001年以前に公表されていたIASは国際的にも非常に限定された企業に適用されるのみであった。また、基準の内容についても複数の会計処理方法の選択を許容するものが多かった。そのような中、グローバル企業と呼ばれる企業は、IASではなく、US-GAAPを適用していた<sup>3</sup>。こうした背景から、IASCによってIASが公表されてはいたものの、実務においては、US-GAAPが国際的な会計基準の役割を実質的に担っていたともいえる。

転機は、各国の証券市場の監督機関団体である証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions: IOSCO) が1995年7月に、条件付きでIAS支持の可能性を表明したことである<sup>4</sup>。これによりIASの国際的

---

<sup>2</sup> IASCによって基準がまだ公表されていない分野については、自らの法域の基準を適用する必要があり、IASのみによって完成される財務諸表は、事実上存在しなかった。

<sup>3</sup> その理由は、米国の資本市場での資金調達においてはUS-GAAPに基づく財務諸表の提出が求められ、IASを含む他の基準で作成された財務諸表は認められていなかったからである。

<sup>4</sup> 条件とは、IASCがコアとなる40の会計基準 (コア・スタンダード) を包括的に作成した場合

地位が急速に高まった。もともと国際的な調和を目的としていた IAS では、法域によって会計処理が大きく異なるようなものについては、複数の会計処理を代替的な会計処理として認め、選択適用ができるような構造となっていた。しかし、1989 年に「財務諸表の比較可能性プロジェクト（公開草案第 32 号）」が始まり、1 つの会計処理のみに統一する作業が行われた。IOSCO の声明はこの作業を加速させた。このことにより、ピースミールアプローチだった IAS は、制度として企業に強制適用を行うことが可能な完成された会計基準のセットを目指して開発が進められた。例えば、当時の IAS には基準がなかった最新の金融商品会計基準（IAS 第 32 号、第 39 号）は、US-GAAP を直輸入するような形で開発が行われた。この結果、IOSCO は、2000 年 5 月に IAS をコア・スタンダードとして承認し、外国企業の各国での上場に IAS を使用することを認めるよう勧告した。

しかしながら、IASB は職業会計士団体による組織であったため、基準設定における中立性を疑問視する向きもあったと考えられる。このため、IASB は 1999 年 6 月に組織改革を行うことを明らかにした。組織改革により、IASB はその役割を終え、常勤による独立した理事によって構成され、民間による資金拠出によって運営される審議会（IASB）に引き継がれることとなった<sup>5</sup>。このような流れから、IASB の IASB への組織改編とともに IAS も IFRS へと名称変更が行われ、IFRS Foundation [2000] 第 2 項(a)には、「公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能、執行可能な国際的に認められた一組の会計基準を開発すること」という文言が入った。このことは、IASB が、各国の法域の基準設定主体がそれぞれの法域の会計基準に取り入れていくモデル（雛形）基準ではなく、独立した基準として、法域内で使用可能な完成された会計基準を開発することを宣言したものである<sup>6</sup>。

EU は 2000 年 6 月に欧州域内企業が欧州の証券市場に上場している場合に、2005 年 1 月以降開始する事業年度から連結財務諸表を IFRS に基づいて作成することを義務づけることを公表した。しかし、その時点ではまだ IFRS は欧州の基準という印象が強かった。IFRS が国際的な会計基準として認知され始めたのは、2002 年 10 月に IASB と FASB が「ノーウォーク合意」を締結した頃からで

---

というもので、その場合には、海外企業による自国市場での資金調達に当たり IAS による財務諸表を承認するように IOSCO の加盟各国の証券監督者に勧告することが可能となることが表明された。

<sup>5</sup> IASB は、理事の構成も職業会計士以外に、産業界、投資家・アナリスト、規制当局、学術専門家などのバランスと、世界の地域別バランスが考慮された中立的組織となる。

<sup>6</sup> このことは EU 全体を 1 つの法域として捉えた際に、EU で使用可能な会計基準として IFRS が使用可能となることを意味する。

ある。ノーウォーク合意では、相互の会計基準に互換性を持たせることが合意（Memorandum of Understanding: MoU）された<sup>7, 8</sup>。さらに、エンロン事件やワールドコム事件などにより、米国の証券市場監督に対する信認が揺らぎ、米国においても US-GAAP と IFRS とのコンバージェンス作業を急ぐことが望ましいという意見が強くなった。また、2005 年から欧州の証券市場における IFRS の強制適用は大きな混乱なく実現し、欧州の上場企業の約 7,000 社が実際に IFRS 適用を開始した。そして、2006 年にはノーウォーク合意が改訂され、IASB と FASB は、2007 年末までに達成すべき具体的な収斂項目について合意し、両基準の同一化が試みられた。この背景にある理念は、高品質で理解可能、執行可能な国際的に認められた一組の会計基準を米国と共有することが、国際的な資本市場での活動に貢献するという考え方である。この考え方を突き詰めると、世界最大の金融市場を有する米国と、米国以外の法域が完全に同一の基準を共有することに繋がり、ひいては世界統一基準の実現につながるものである。

世界統一基準の実現を両審議会が目指していたという証拠はない。ただ、一組の基準としての世界統一基準の実現は想定していなかったとしても、収益認識基準のプロジェクトでは、途中まではほぼ完全な基準の同一化が進んでいたことは事実である。このような IASB と FASB との共同プロジェクトが着々と進んでいけば、いずれは一組の基準としての世界統一基準の実現も可能になるのではいかとの期待が、一部の市場関係者の間にはあったと考えられる。

なお、この合意を前提に米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）は、米国外の民間企業（Foreign Private Issuer: FPI）が米国の証券市場で資本調達をする際に IFRS による財務諸表を使用した場合、これまで US-GAAP への差異調整表の作成を要求していたが、この要求を 2009 年までに

---

<sup>7</sup> MoU に基づき、IASB と FASB は、主要な会計基準である IFRS と US-GAAP の収斂作業を加速した。新規に策定する基準については、IASB と FASB とのジョイント・プロジェクトで審議し、議論するアジェンダ・ペーパーや、公開草案も同一の文書を用いることにより、基準の同一化を目指した。

<sup>8</sup> EU では IFRS が上場企業に適用されることが決まり、FASB との間では、両者の基準の統一に向けた合意ができたことから、IASB は、リエゾン国の会計基準を実質的に IFRS と同じ内容にするというアプローチ（これをここでは、「調和化アプローチ」と呼ぶ）から IFRS を各国がそのまま自国基準として受け入れるアプローチ（ここでは「アドプション・アプローチ」と呼ぶ）へと戦略を転換した。すなわち、FASB とは両者の基準の内容の調整のための議論を行うが、それ以外の国々には IFRS をそのまま受け入れることを求める戦略が採用された。さらに、ノーウォーク合意の進展によって、将来 US-GAAP が IFRS とほぼ同じ内容になれば、米国が IFRS を採用する際の障害がなくなることが期待されていた。これによって欧州と米国の資本市場で IFRS が採用される可能性が出てきたと言え、これ以降は、米国資本市場における IFRS の採用のための環境整備が IASB の活動の中心課題となった。山田 [2020] 32 頁。

停止することを提案し、実際には2007年11月に前倒して実施された。さらに、米国におけるIFRS適用のロードマップ案も公表された。そのロードマップ案では、2009年から一部の米国企業に対してIFRS適用を認め、2014年からは順次IFRS適用を義務付けていく考えが示唆されていた。その後2008年のリーマン・ショックを受け、2008年11月に開催されたG20ワシントンDC・サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）宣言に付帯された「改革のための原則実行するための行動計画」に盛り込まれた透明性および説明責任の強化を実現するための中期的措置の一つとして、「世界の主要な会計基準設定主体は、単一で高品質な国際基準を策定することを目的に、精力的に作業を行う」との一文が入った。

このように、2011年までの会計基準をめぐる国際的な流れは、世界統一基準の実現に向けて、着々と歩みを進めていたようにみえた。また、当初は会計処理の原則的な規範を定めていたIASが、金融商品会計（IAS第39号）の公表あたりから、会計処理の具体的な規則を定めたUG-GAAPに近いものに変化していった。

#### ロ. 日本の対応

2005年のEU域内企業に対するIFRSの強制適用は、EU域内で上場している外国企業など（以下「EU域外企業」）にも大きな影響を与えた。EUは、EU域外企業に対しても「IFRS（当時はIAS）またはIFRSと同等と認められる会計基準」の採用を義務づけることとした。このことにより、これまで日本基準による財務諸表を用いてEUの証券市場で資金調達活動を行っていた企業が、そのままではEUでの資金調達ができなくなる可能性があるかと懸念され、日本においてIFRSに対する関心が高まるきっかけとなった。

この問題がクローズアップされた時点では、まだMoUによる世界統一基準の実現に向けた動きは始まっておらず、あくまでEU市場へのアクセスという限定的な問題であった。米国市場へのアクセスにはUS-GAAPによる財務諸表作成が条件となっていたのに対して、欧州各国における規制は米国ほど厳しくなく、日本基準によって作成された財務諸表を用いて外貨建ての資金調達が可能であった。このため多くの日本の企業が、外貨建ての資金調達を米国ではなく、欧州各国の市場で行っていた。しかし一連のEUの動きにより日本企業が欧州各国で個別に資金調達を行うことが難しくなると予想されたため、多くの企業が2005年から2006年にかけて欧州各国の取引所での上場を廃止した。

このように、当初の日本企業の対応は、あくまでもEUの規制強化をいかにクリアするかという点に注目が集まっていた。産業界などの実務関係者は、日本がEUとの間で会計基準の相互承認を行うなどの交渉によって、この問題に対処で

きると考えていた<sup>9</sup>。しかしながら、ヨーロッパ証券当局委員会（Committee of European Security Regulation: CESR）による第三国会計基準の同等性評価のプロセスで、当時の日本基準と IFRS には少なからぬ差異があり、そのままでは同等性の評価を勝ち取ることが困難であるという事が明確になり、この問題に対しては、日本基準を変えていかなければ対応できないことが明確になってきたと考えられる。これは、日本が、CESR から指摘された 26 項目の重要な差異について、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）が対応していくという計画表を 2006 年 10 月から作成し、それを順次実行していくこととしたこと、また、2007 年 8 月に、日本の会計基準のコンバージェンスを加速するために、ASBJ と IASB が「東京合意」を公表したことなどに表れている。そして、翌年の 2008 年 12 月に、欧州委員会（EC）は、日本、米国の会計基準について、EU で採用されている IFRS と同等と認める一方、中国、カナダ、韓国、インドの会計基準については、2011 年までに見直しを行うとの条件のもとで同等と認めるとの決定を公表した。

EU への対応のために、日本はコンバージェンスを進めてきたが、その間に、上記イ.にあるとおり、IFRS と US-GAAP の間で基準の同一化が試みられていた。そして、将来的には IFRS と US-GAAP が完全に同一となり、世界統一基準の実現が、現実的なこととして受けとめられるようになってきた。

2007 年から 2008 年の時期にかけては、もしそのような世界統一基準が実現すれば、大きな経済規模を持つ資本市場の中で日本のみが国際的に孤立するとの懸念があったと思われる。実際、2009 年 6 月に金融庁 [2009]からそうした懸念が示され、日本における IFRS の任意適用の事実上の決定が行われた。さらに、アメリカに後れをとることなく、日本においても IFRS の強制適用の是非を 2012 年までに判断することが示された。これを受けて、2009 年 12 月に、「連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則」の改正、金融庁告示第 69 号「連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の発出により、2011 年の強制適用の是非についての結論を待つことなく、IFRS の任意適用が 2010 年 3 月期から認められた。

一方で、ほぼ同じ時期に IFRS の強制適用の検討を行っていた米国では、イ.で示したように、日本と同様に強制適用に移行する展望を示した上で、早期に適用する企業については任意適用を認めることが同時に検討されていたが、強制適用を見送ったことに伴い、IFRS の任意適用にも踏み切らなかった。

---

<sup>9</sup> 例えば、日本経済団体連合会 [2006]において、「日米欧の金融当局間で相互承認を実現するためのフレームワークに合意するよう、米欧の当局に対して早急に働きかける必要がある。」と述べられている。

こうした違いが生じたのは、任意適用の意味が米国と日本で異なっていたためである。米国で議論されていた任意適用は、IFRS の強制適用の先行適用としての任意適用であったため、IFRS の強制適用が見送られたことにより、IFRS の任意適用の議論は自動的に白紙に戻ることとなった。これに対して、日本ではロードマップの検討をスタートした段階から、強制適用を行うかどうかを決定する前に任意適用に踏み切ることとし、2009 年からの任意適用を先行して認めた。すなわち、日本での任意適用は、IFRS の強制適用を前提とした先行適用としての任意適用ではなかった。

以上のように、2011 年以前に日米がともに IFRS 適用を念頭に置いた対応を計画してはいたものの、その本質は全く異なっていたのである。

### (3) 2011 年以降の IASB の取組みと米国および日本の対応

2008 年のリーマン・ショックなどを経て、2011 年以降、世界統一基準の実現を巡る動きは大きな転換を迎えた。すなわち、IASB と FASB の間での世界統一基準実現に向けた動きは大きく後退し、今日の IFRS と US-GAAP の 2 大会計基準が併存する世界に向かうこととなった。

#### イ. IASB の取組みと米国の対応

IFRS 財団は、2010 年 7 月から戦略見直しを開始し、同年 11 月に IFRS Foundation [2010] を公表した。その中で、IFRS 財団は、コンバージェンスだけで単一で国際的な会計基準の策定を達成できるものではなく、鍵を握る多くの国が、IFRS を国内でアドプション（強制）することを決定することが必要であるという考えを示している。ここでの重要なポイントは、IFRS をクロスボーダー取引のためだけの基準とするのではなく、各国の国内基準としてアドプション（強制）することが重要であると述べていることである。ここで、コンバージェンスからアドプション（強制）への大きな流れが作り出された。この IFRS 財団の戦略見直しは、2012 年 2 月にまとめられた IFRS Foundation [2012] という形で公表され、2013 年 1 月に IFRS 財団の定款が変更された。ここで、IFRS 財団がコンバージェンスではなく、アドプション（強制）を目的としていることがさらに明確にされた。これは、米国でのアドプション（強制）を意識してのことである。したがって、この時期の IFRS 財団の戦略見直しは、米国での IFRS の強制適用と US-GAAP の廃止までをも念頭に置いて、世界統一基準の実現を目指す姿勢を強く示すものとなった。

一方、米国内では、リーマン・ショックによる経済の停滞などから、企業への過剰な負担を懸念し、米国における IFRS の強制適用に反対する向きもあったと考えられる。そして、オバマ民主党政権への政権交代もあって、IFRS の強制適

用政策の見直しが始まった<sup>10</sup>。米国内での1年以上の議論を経て、SECは2011年5月26日にSEC[2011]を公表した。SEC[2011]では、米国はIFRSを適用するのではなく、US-GAAPの中に組み込んでいくというアプローチが示された。このことは、米国がUS-GAAPを堅持することを意味し、IASBと協力して世界統一基準を実現し、その基準を米国において強制適用するという発想から実質的に離れたことを意味する。

さらにその後の議論により、2012年7月にSECはSEC[2012]を公表し、米国の国内企業にIFRSの早期適用を認めるべきではないという点について、ほとんどの市場関係者が一致していることが報告された。こうした理由として、IFRSを高品質な会計基準と認めつつも、世界のさまざまな法域におけるIFRSの適用のレベルにばらつきがあり、IFRSの早期適用を米国の国内企業に認めれば、そのようなばらつきを米国市場に持ち込むこととなる、などの指摘がなされた。そして、米国においてはIFRSの任意適用も見送られた。こうした経緯を経て、米国においては、基本的に従前どおりUS-GAAPが継続して開発され、米国企業に強制適用されている<sup>11</sup>。

このように、現実には米国との協調が立ち行かなくなったもとので、IASBは、2013年4月に、12の基準設定主体の代表者によって構成される会計基準アドバイザリー・フォーラム（Accounting Standards Advisory Forum: ASAF）を発足させた。その目的は、FASBおよびASBJを特別扱いせず、他の国の基準設定主体と同様の扱いとすることにあつた。ASAFは各法域の基準設定主体の代表者とその法域団体の代表者によって構成される組織であり、欧州、米州、アジアからそれぞれ3組織、アフリカから1組織、そして地域団体が2団体（アジアと欧州）

---

<sup>10</sup> 当時、オバマ民主党政権への政権交代に伴い、SECの委員長に新たに就任したメアリー・シャピロ氏は、2009年1月15日に、米国議会において以下の3つの懸念を示した。

- ① IFRSはUS-GAAPのような詳細な規則を定めていないため、世界中で首尾一貫した解釈あるいは適用がなされないのではないかとと思われる。
- ② 会計基準をUS-GAAPからIFRSに転換するために米国企業が費やすコストは莫大になるので、この経済危機下において、IFRSの採用を進めるべきかどうかは慎重に考える必要がある。
- ③ 最も懸念されるのは、IASBの独立性とIASBが基準を設定するプロセスを徹底できるかどうかを監視することが可能か否かである。

その上で、IFRSの採用についていったん立ち止まり、必ずしも現在公表されている案にとらわれないことを表明した（手塚 [2009]）。

<sup>11</sup> リーマン・ショック後の米国の姿勢の変化を受けて、IASBとFASBのジョイント・プロジェクトにも変化がみられるようになった。個別の基準案についても、例えば、金融商品会計基準のグロス・ネット表示、予想信用損失、ならびにリース会計基準のように、両審議会の合意に至らないケースも増えてきた。リース会計基準の実質審議が終了した2015年以後、両審議会は、新たな基準についてジョイント・プロジェクトを行うことはなく、それぞれ独自の基準開発を行うこととなった。

というメンバー枠がある。ASAF のメンバーは 2 年ごとに見直され、世界中の主要な経済圏の声が公平に基準設定に反映されるように工夫されている。

以上のように、IFRS と US-GAAP との同一化ならびにそれにつながる世界統一基準の実現は挫折し、米国においては従来どおり US-GAAP の適用が継続された。ただし、FPI による IFRS の任意適用はそのまま維持された。

## ロ. 日本の対応

金融庁 [2009] でコミットした強制適用の判断をする時期(2011 年)が近づくにつれ、日本は難しい判断を迫られた。2008 年 11 月の G20 ワシントン DC ・ サミット (金融・世界経済に関する首脳会合) で採択された宣言や、IFRS 財団の戦略がコンバージェンスから各国での適用へと変化する中で、米国が国内企業への強制適用を見送る可能性が高くなった。そのような中、2011 年 3 月の東日本大震災もあり、日本国内でも IFRS の強制適用を見直す必要性が高まっていたと考えられる。

2011 年 6 月 21 日、金融庁は金融担当大臣談話 (金融庁 [2011]) を公表した。その中で、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目することなどを望むという金融担当大臣の要望を明らかにした。これを受けて、2011 年 6 月 30 日には企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が開催され、1 年余りの議論の後、2012 年 7 月 2 日に「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方についてのこれまでの議論 (中間的論点整理)」が公表された。その後、2013 年 6 月に金融庁 [2013] が公表され、日本における IFRS の強制適用の決定は、期限を定めずに延期となった。ただ、IFRS の任意適用については、既に任意適用を開始している企業もあったため、撤回されることはなかった。

このような形となったのは、2009 年に決定した IFRS の任意適用が、実質的に不可逆的な決定であったためである。日本基準には IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」のような基準がなく、いったん IFRS を適用したものを日本基準に戻すことは、実務的に大変困難である。また、日本においては、US-GAAP の任意適用が条件付きで長く認められていたため、2013 年の IFRS の強制適用を見送った時点では、IFRS の任意適用もあわせて中止すべきという議論はほとんど起きなかった。このため、金融庁 [2013] は、IFRS の任意適用の積上げを図ることとしたが、IFRS の任意適用のみを独立した恒久的制度とすることの是非についての議論はなされていない。

こうした経緯とは別に、日本において任意適用される IFRS は、IASB が公表した IFRS に対していかなる削除または修正も行っていないピュア IFRS である

事実は、重要な示唆を持つものと考えられる。杉本 [2017]では、日本において適用される IFRS は、「指定国際会計基準」として金融庁長官によって指定されるが、「一部の基準を修正する手続を念頭に置いたものにはなっておらず、実態的にはピュアな IFRS のアドプション（任意）となっている」（金融庁 [2013]5 頁）ことが説明されている。一方で、日本においても「実体のあるエンドースメント手続」は必要であるとの認識は共有されており、金融庁 [2013]では、日本におけるエンドースメント手続を実施することが述べられている<sup>12</sup>。これを受けて、ASBJ は 2015 年 6 月に「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準、Japan Modified International Standards: JMIS）」を公表した。

以上のように、日本における IFRS の任意適用は、独立した恒久的制度としての是非が議論されないままの状態にある一方で、IFRS の強制適用に備えたエンドースメント手続のあり方の議論が先行した。しかし、エンドースメント手続についての議論は、JMIS の公表以降は停止しているように見える。

#### 4. IFRS 適用の現状

本節では、第 3 節で述べた IFRS を巡るこれまでの経緯を受けて、世界および日本における IFRS の適用状況を整理する。

##### （1）世界的な IFRS の適用状況

IFRS Foundation [2018]および 2022 年 7 月にアップデートされたその詳細データによれば、世界の 167 の法域のうち、EU 加盟国や旧英国連邦諸国をはじめとする 146 の法域において、すべてまたはほとんどの国内企業<sup>13</sup>に対して IFRS の適用が強制されている。日本、スイスなど 13 の法域において、すべてまたはほとんどの国内企業に対して、任意で IFRS を適用することが認められている。米国、中国、インドなど 9 つの法域では、国内企業に対して自国の会計基準を使用している<sup>14</sup>。このように、IFRS を強制適用している法域の数は多いが、日本、米

---

<sup>12</sup> 金融庁 [2013]では、「我が国においても、『あるべき IFRS』あるいは『我が国に適した IFRS』といった観点から、個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば一部基準を削除又は修正して採択するエンドースメントの仕組みを設けることについては、IFRS 任意適用企業数の増加を図る中、先般の世界金融危機のような非常時に我が国の事情に即した対応を採る道を残しておくことになるなど、我が国における柔軟な対応を確保する観点から有用」とされている。

<sup>13</sup> 公的説明責任のある企業（Public Interest Entities）が対象となっているものと思われる。

<sup>14</sup> このほか、金融機関に対してのみ IFRS の適用が強制されている法域（ウズベキスタン）、強制適用への移行プロセスの途中にある法域（タイ）、完全ではないが実質的に全ての基準について IFRS へのコンバージェンスが完了している法域（インドネシア）がある。

国、中国、インドなど GDP や人口の多い法域が含まれていない。このため、GDP ベースで見ると、強制適用している法域の GDP は全体の 51%に留まる。

IFRS を強制適用している法域の中でも、適用の程度にはばらつきがみられる。オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、南アフリカといった旧英国連邦諸国や韓国のほか、アフリカ諸国などの発展途上国では、ピュア IFRS が適用されている。これに対し、EU 加盟国は、IFRS のうち金融商品会計（IAS 第 39 号）の一部を削除したもの（IFRS Standards as adopted by the EU）を適用しており、ピュア IFRS を適用する法域には分類されない。

また、IFRS の任意適用を制度として導入している 13 の法域のうち、11 の法域は、バミューダ、ケイマン諸島、パナマなどタックス・ヘイブンとして知られる法域や、非常に経済規模の小さな法域である。経済規模の大きな法域で IFRS の任意適用を制度として導入しているのはスイスと日本だけである。なお、米国について IFRS Foundation [2018]では、国内企業に対して自国基準（US-GAAP）を適用している（すなわち IFRS を適用していない法域）と分類している。もっとも、FPI（米国外の民間企業）が米国の証券市場で資本調達を行う際には、US-GAAP のほか、ピュア IFRS の任意適用を認めている。その適用企業数は 500 社以上にのぼっており、本稿では、IFRS の選択的適用の一類型として捉えることとしたい。

こうした IFRS 適用の状態や過程については、いくつかの先行研究が存在する。閔 [2017]は、IFRS の前身である IAS の開発が始められた 1970 年代から 2016 年までの IFRS の適用状況を分析している。具体的には、閔 [2017]は、2004 年までに全上場企業に IFRS を適用した法域は、すべて発展途上国であるほか、2016 年までに発展途上国の適用法域数は全体の 71%まで及んでおり、IFRS を適用する法域数の増加においては、発展途上国の伸びの占める割合が大きいことを確認している。

井上 [2018]は、国際社会学におけるグローバリゼーションの概念を巡る議論を援用し、「均質化」と「異質化」、「個別主義」と「普遍主義」という分析軸を用いて、各法域における IFRS 適用の状態や過程を整理している。

すなわち、グローバリゼーションの評価において、均質化とは、優勢な社会・文化をトップダウンすることによって世界中の社会・文化を標準化することを指し、これは、IFRS との統一化を目標とする世界の会計基準の均質化と捉えることができる。一方、異種化とは、各国・地域の社会・文化を尊重（ボトムアップ）することで社会・文化の多様化をもたらすことを指し、これを、各国・地域の国際基準の多様化と捉えることができるとしている。また、会計基準の均質化が達成された場合、自国の会計基準を自国の基準設定主体が決定する権限は放棄される（IASB に移行する）のに対し、異種化においては、自国の会計基準を

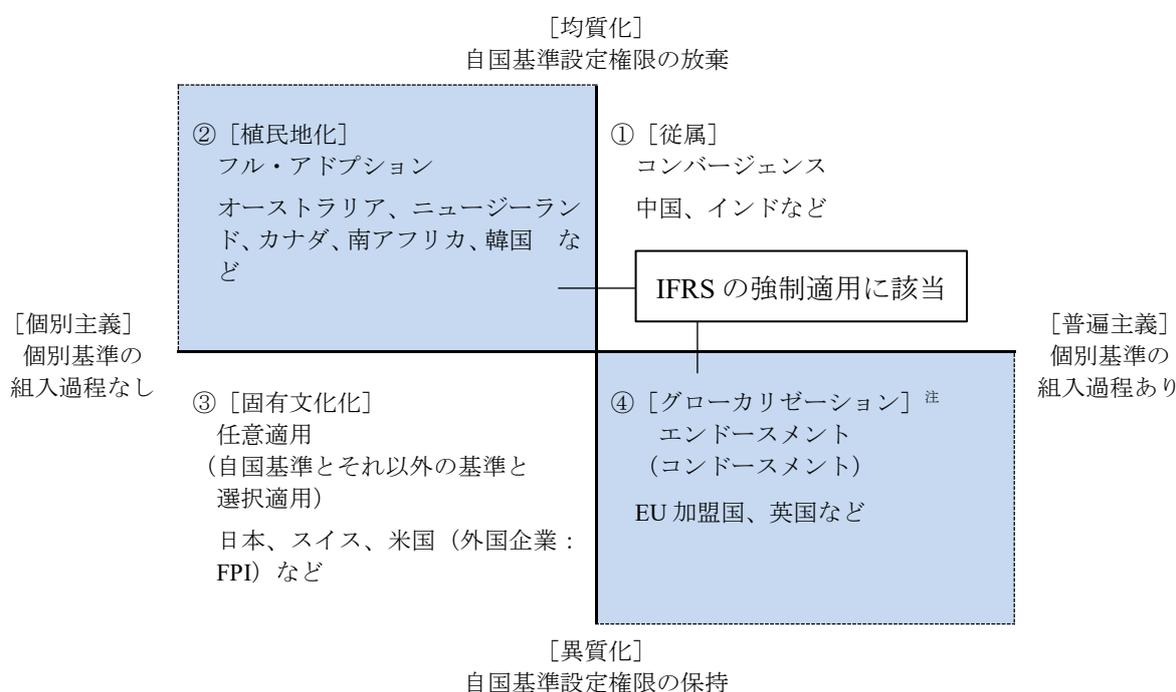
決定する権限は、自国の会計基準設定主体が保持し続けるとしている。

また、自分と特殊な関係にある対象と同じ諸属性を持つ他の対象との間に区分を付けない立場（普遍主義）と、区分を付ける立場（個別主義）という分析軸でみると、普遍主義の立場からは、グローバリゼーションは普遍的なシステムを目指した社会・文化の選択的組入れを意味するとし、IFRSを一括りではなく個別の基準ごとに吟味して自国基準に組み入れる過程や仕組みが必要と評価している。これに対し、個別主義の立場によれば、各国・地域の社会・文化は、その個別性や特殊性が強調され、外部の優勢な社会・文化とは区別されるとし、IFRSの個別基準を自国基準に段階的に受入れるのではなく、一括りで受け入れるか否か、受け入れる場合には全企業を対象とするか否かなどが問題となる。

井上 [2018]は、こうした分析軸をもとに、IFRS適用の状態や過程を次のように整理している。均質化と普遍主義からなる第1象限（従属）は、普遍的なシステムを目指して一方向的にIFRSの個別基準を段階的に自国基準に組み入れる状況（コンバージェンス）を指す。また、均質化と個別主義の第2象限（植民地化）は、自国に包括的な独自の会計基準がない、あるいはあっても低品質であることが強調され、その結果、自国基準を放棄してIFRSをそのまま受容した状態を表す。したがって、フル・アドプション（ピュアIFRSのアドプション（強制））が該当する。また、異質化と個別主義からなる第3象限（固有文化化）では、自国基準独自の特徴が強調され純粋化されるため、自国基準とIFRSは対立や緊張関係に置かれ、共存する状態となる。最後に、異種化と普遍主義の第4象限（グローカリゼーション）では、普遍的なシステムを志向するため、IFRSと自国基準の個別基準間で対立や緊張が生じ、場合によってはIFRSの一部の個別基準を削除（カーブアウト）したもの、あるいはIFRSとは異なるものが組み入れられるエンドースメントという形態となる。

以上の井上 [2018]の4象限に対し、筆者が世界的なIFRSの適用状況をあてはめたものが、図表1である。一言でIFRSの強制適用といっても、ピュアIFRSのアドプション（フル・アドプション）を行っている法域もあれば、エンドースメントされたIFRSのアドプションを行っている法域もあり、IFRSを中心軸としつつ、その適用の状況や過程は、非常に多様なものとなっている。日本におけるIFRSの任意適用の意義を評価する際には、世界的なIFRS適用の多様性を踏まえる必要があると考えられる。

図表 1：井上 [2018]に基づく IFRS 適用状況の整理



注：グローカリゼーションとは、ローカルな文化とグローバルな文化とが相互に影響を及ぼし合う現象を指す。

資料：井上 [2018]の図を一部修正して使用。

## (2) 日本における IFRS の任意適用の状況

### イ. 制度面からみた IFRS 適用の特徴

第3節でみたとおり、日本においては、2009年12月に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正、金融庁告示第69号「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」を根拠として、IFRSの任意適用が2010年3月期から認められている。任意適用に用いるIFRSは「指定国際会計基準」として金融庁長官によって指定されるが、「一部の基準を修正する手続を念頭に置いたものにはなっておらず、実態的にはピュアなIFRSのアドプション(任意)となっている」(金融庁[2013]5頁)。この結果、日本においては、日本基準、IFRS(ピュアIFRS)、US-GAAP<sup>15</sup>、JMISの4つの会計基準を選択可能な状態となっている。

<sup>15</sup> US-GAAPについては、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則、第八章雑則、第95条から98条において任意適用が認められている。

## ロ. IFRS 任意適用企業数および産業別の特徴

東京証券取引所 [2022]によれば、日本における IFRS 任意適用企業数は増加しているほか、2022 年 6 月末現在で、適用予定も含めた IFRS 任意適用企業の時価総額は 316 兆円に達し、東証上場企業の時価総額 700 兆円に対する割合は 45.1% となっている。これを資本の効率的活用や株主を意識した経営など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たし、投資家にとって魅力の高い会社とされる JPX 日経インデックス 400 の対象銘柄 399 社に絞って計算すると、時価総額 528 兆円に対して、IFRS 任意適用企業の時価総額は 286 兆円であり、その割合は 53.7%と過半を占める。さらに、IFRS 適用を検討している企業が 48 社あり、それも含めた同比率は、68.7%にのぼる。

他方、IFRS 任意適用企業の時価総額の東証上場企業の時価総額に対しての割合は 45.1%にのぼってはいるものの、これを会社数ベースでみれば、約 7%に留まっているという事実には留意が必要である。さらに IFRS 適用状況の市場区分別の時価総額比率を見ると、プライム市場では 46.9% にのぼっているが、スタンダード市場では 2.4% に留まっている。ちなみにグロース市場では 9.1% となっている。このことは任意適用を行っている企業が大企業や成長産業に偏っており、広く日本企業全般に浸透している訳ではないことを示している。また、IFRS 任意適用企業を産業別にみると、ばらつきが顕著である。具体的には、情報・通信、サービス、電気機器、医薬品、輸送用機器、機械といった業種で任意適用の比率が高くなっている一方で、IFRS 任意適用企業が存在しない業種や、IFRS 任意適用企業が限られている業種が存在する<sup>16</sup>。なお、このような業種と、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」）の別記に掲げられている事業会社（以下「別記事業会社」）<sup>17</sup>との関連性は高い。その理由は、別記事業会社においては、その属する産業の監督官庁が定める会計規則があり、その会計規則に従うことが義務付けられているからと考えられる。

## 5. 日本における IFRS の任意適用の意義

本節では、IFRS の任意適用がもたらす経済的帰結や、制度選択の理論的分析

---

<sup>16</sup> IFRS 任意適用企業が存在しない業種としては、銀行（80 社）、倉庫・運輸（37 社）、パルプ・紙（24 社）、海運（11 社）、鉱業（6 社）の 5 業種がある。また、IFRS 任意適用企業が限られている業種としては、建設（1/154 社）、不動産（3/139 社）、電気・ガス（1/25 社）、陸運（2/6 社）、保険（1/14 社）などが挙げられる。

<sup>17</sup> 財務諸表等規則の別記に掲げられている事業は、建設業、鋼鉛製造・修理業、銀行・信託業、建設業保証業、証券業、保険業、民営鉄道業、水運業、道路運送固定施設業、第一種電気通信業、電気業、ガス業、中小企業等金融業、農林水産金融業、資産流動化業、投資信託委託業、投資業（投資法人の行う業務に限る）、特定金融業である。

に関する先行研究から得られる知見をもとに、日本における IFRS の任意適用の意義につながる示唆を探る。

### (1) IFRS の任意適用がもたらす経済的帰結

IFRS の適用がもたらす経済的帰結に関する先行研究は、海外では多くみられるものの、日本においては IFRS 適用企業の絶対数が少ないこともあって、相対的には少ない。ここでは、アンケート調査などを含めて近年の日本における関連する先行研究をレビューする。また、会計基準以外の各種制度や社会慣習等が異なることから一概に比較することはできない点に留意しつつ、海外の先行研究についても取り上げる。これらの先行研究を踏まえ、日本における IFRS の任意適用の状況を考察する。

#### イ. 日本での先行研究からの示唆

日本における IFRS の任意適用について、その効果や影響について実証的に分析した研究をみると、分析対象とするサンプルや期間、手法の違いなどを映じて、区々な結果が報告されている。

まず、小津 [2017]は、日本国内の上場企業における IFRS 適用に関する事前エフェクト分析という大規模なアンケート調査に基づいた分析を行っている。東京合意直後の 2008 年と、IFRS の強制適用が実質的に白紙に戻された 2013 年の 2 回にわたって行われ、その違いを分析している。例えば、2008 年の調査では、IFRS 適用に際して生じる資金調達能力と IFRS 適用に対する態度との関連性がみられなかったのに対し、2013 年の調査では、資金調達能力の改善度合いなどが IFRS 適用への積極的な態度に強く関連していることを指摘し、こうした点から、IFRS の任意適用を肯定的に捉えている。

また、金融庁 [2015]では、IFRS の任意適用を選択した企業に対して、その選択した理由についての調査が行われている。この調査では、IFRS の任意適用を決定した理由または移行前に想定した主なメリットについて、選択式の書面調査を実施しているが、その調査結果は図表 2 のとおりであった。

図表 2：IFRS の任意適用の理由に関する調査結果

項目	回答数
① 経営管理への寄与	29社
② 比較可能性の向上	15社
③ 海外投資家への説明の容易さ	6社
④ 業績の適切な反映	6社
⑤ 資金調達の円滑化	5社
⑥ その他	4社

実証研究においては、中野 [2020]は、純利益と純資産簿価を合わせた価値関連性、ならびに、純利益と純資産おのこの価値関連性の双方について調査を行っているが、IFRS の適用を契機として変化が生じたことを示す証拠は得られなかったとしている<sup>18</sup>。このことから、投資家への情報提供機能については、日本基準と IFRS との間で優劣はないと評価できる。他方、吉田 [2021]は、2008 年度の全上場企業（US-GAAP による財務諸表を作成している企業を除く）3,887 社を対象に、その期以降、2019 年 3 月期までの間に IFRS を採用した上場企業 135 社について分析を行っている。その結果、一部（営業キャッシュフロー）に限定されるものの、IFRS の任意適用企業では価値関連性が向上していることを確認している。

以上の先行研究をみる限り、日本における適用企業の絶対数が少ないこともあって、IFRS の任意適用の効果に関する実証的な分析においては、現時点で必ずしも断定的な結論は得られていない<sup>19</sup>。もっとも、これらの先行研究を踏まえると、IFRS の任意適用は、一部では価値関連性といった会計情報としての重要な機能において改善がみられるほか、資金調達能力の改善など企業にとってのメリットもあることが確認できた。また、企業は IFRS の任意適用に対して、経営管理への寄与や比較可能性の向上などを期待していることがわかった。

<sup>18</sup> ただし、中野 [2020]は、調査対象となるのが IFRS 任意適用企業であるため、サンプルの自己選択バイアスが存在していることを留意点として指摘している。

<sup>19</sup> このほか、関連する先行研究として、例えば、徳賀 [2012]は、日本が強制適用の延期の方向に向けて、大きく舵を切り始めた 2011 年に、IFRS の日本企業への影響を予測的に分析し、移行コストや会計と経済社会との関係への影響について指摘している。また、薄井 [2020]は、第二次世界大戦後の 1949 年の企業会計原則の公表まで遡り、歴史的な流れの中で、IFRS が日本の会計制度および企業行動に及ぼす影響を論じている。その上で、会計制度は、一国の経済システムよりもむしろグローバル経済システムの観点から設計されるようになってきていると指摘し、日本がグローバルな合意形成に貢献することが重要であるとの見解を示している。

## ロ. 海外の先行研究からの示唆

日本における IFRS の任意適用の評価に関する研究が比較的少ないのに対して、海外では、IFRS の適用による経済的帰結に関する先行研究は多い。特に IASB が発足して 10 年以上経過したことなどを受け、その歴史的意義や実証的な評価を試みた研究がみられる。

IFRS 導入の効果に関する実証を試みた研究をみると、例えば、Dhaliwal *et al.* [2019] は、欧州で IFRS の強制適用がみられた時期を対象として、法域内で強制されていた会計基準を使用していた 2003 年～2004 年と、IFRS を適用した 2006 年～2007 年を比較・検証している。その結果、法域内で強制されていた会計基準と IFRS との間で基準の内容に関する差異が大きかった国ほど、IFRS の強制適用によって、欧州における企業間の財務報告の比較可能性が大きく改善することを明らかにした。こうした前提のもと、IFRS の強制適用が、財務報告の比較可能性の改善を通じて国境を越えた情報の流れを強化し、欧州における金融市場の統合、ひいては世界的な金融統合を促進する可能性があることを示唆している。また、最近の研究では、Opore, Houqe, and Zijl [2021] がある。これによると、56 件の実証研究についてメタ分析を行った結果、資本市場における流動性については、IFRS の強制適用が任意適用と比べてより大きな影響を与えるものの、比較可能性に関しては、強制適用と任意適用との間で有意な違いはないとの結論を示している。

そもそも、IFRS の強制適用と一括りにしても、IFRS の国際的に首尾一貫した適用があってはじめて本来期待される財務報告が実現すると考えられる。しかし、IFRS の強制適用と IFRS の国際的に首尾一貫した適用を同時に追求することは必ずしも容易ではない。全世界で IFRS の適用が進むにつれて、現地での伝統的な実務処理や、その他の法制度との整合性の観点から、IFRS の適用における摩擦がみられる。本来の IFRS の原則主義の観点からは、大きな原則に反していなければ、各法域における適用上の問題として、各法域の監査人や証券監督当局によって適切な判断がなされることが前提となっていた。しかし、US-GAAP との基準の同一化のプロセスを通じて、本来原則主義であった IFRS が複雑化し、ルールベース化している面がある。このため、IFRS の国際的に首尾一貫した適用を実現しようとしても、実務上の問題に直面する。

こうした論点に関連する研究として、Ball [2016] は、2005 年から 2015 年までの IFRS の国際的な展開について、IFRS を高品質な基準であるとの前提を置いた上で、IFRS を世界統一基準として普及させることには限界があったと指摘している。世界はここ数十年でグローバル化が大幅に進んだにもかかわらず、依然として多くの点でグローバルというよりローカルであり、それぞれの法域における現地の影響力は今後も実際の財務報告慣行に影響を及ぼし続けるとしてい

る。その1つの結果として、不均衡なIFRS適用（Uneven adoption）を挙げている。そして、会計基準が有効に機能するための前提として必要となる多くの制度は各法域で異なることから、統一された会計基準は、統一された財務報告慣行を保証するものではないとしている。こうした指摘は、IFRSのブランド戦略とも密接に関連している。Ball [2016]は、IFRSという「1つのグローバルブランド名」であることにも着目して分析を行い、各国の適用のレベルや制度構造にかかわらず、IFRSラベルの使用を認めることがIFRSブランドの希薄化につながることを懸念している<sup>20</sup>。

このように、海外の先行研究からはIFRSの強制適用が金融統合の促進といった観点から望ましいとの指摘がある一方で、会計制度以外のローカルな制度との衝突などから、IFRSの強制適用とIFRSの国際的に首尾一貫した適用を両立することは難しいともされている。以下では、国内外の先行研究の知見に基づき、日本の現状に対する考察を行う。

#### ハ. 日本の状況に対する考察

上記イ.およびロ.をみると、任意適用に対して強制適用の優位性を示唆する海外の研究がある反面、日本では価値関連性の改善など任意適用を肯定的に捉える研究もみられる。この点については、日本では、EUの同等性評価を通じて、IFRSとのコンバージェンスが継続的に進められてきたことにより、IFRSとの相違が大きくなかったということも1つの要因であると考えられる。これは、Dhaliwal *et al.* [2019]の分析結果を踏まえれば、IFRSと日本の会計基準との間の違いがあまり大きくなかったことによるのかもしれない。このほか、既に1970年代からUS-GAAPの任意適用が認められているため、一部の企業がUS-GAAPを適用していたという要因もあるかと考えられる。すなわち、日本のマーケットにおいて日本基準とUS-GAAPという2つの基準が併存することについて、日本の市場関係者は既に適応できていたことも1つの要因と考えられる。

このことは、1つの資本市場には1つの会計基準しか認められないという、国際的な常識とは異なる面があることを示している。複数の会計基準が併存することは、本来は比較可能性の低下や監査等における社会的なコストの増加など、目にみえない負担が生じているはずであるが、日本においてはあまり顕在化していない。こうした点を踏まえると、IFRSの目的を達成するためには、各法域の国内市場のすべて、またはほとんどの企業に強制することがIASBの戦略の前提となっているように見えるが、その点についてはあらためて検証を行う必要

---

<sup>20</sup> これは、IFRS財団がIFRSを完全にアドプションをせずにIFRSへの準拠を主張している事例を明らかにする必要があると考えようになった理由でもある。

があらう。

## (2) 制度選択からみた IFRS の任意適用

(1) では、実証的な先行研究を中心に紹介し、IFRS の任意適用の意義について検討したが、おのおのの研究では前提条件や分析対象が異なることから、包括的な結論を導くことは難しい。そこで、以下では国際的な会計基準選択の問題をゲーム理論によってモデル分析している田口 [2015]を用いて、日本における IFRS の任意適用という制度選択がどのような意義を有するのか理論的な考察を試みる。田口 [2015]は、会計基準選択の本質的な問題を議論することを目的としていることなどから、比較的シンプルなモデルを採用するとともに、各国で1つの会計基準が強制適用されることを前提としている。すなわち、ゲーム理論に基づいて、プレイヤーをある国として捉えた上で、①自国の会計基準を維持、②他国の会計基準に移行、③IFRS に移行という3つの戦略<sup>21</sup>をベースに、会計基準の品質の違いをはじめとする複数の前提条件を置きつつ、会計基準選択の問題を分析している。

田口 [2015]では、本稿との問題意識の違いや分析にあたっての制約もあって、プレイヤーの選択肢として、日本のような IFRS の任意適用、すなわち、複数の会計基準の選択適用という戦略までは検討されていない。特に、一国において複数の会計基準を併存させるという戦略の経済的帰結が明確でない現状では、ゲーム理論における利得表をそもそも作成することができず、理論的な検討が難しいという分析上の制約がある。加えて、繰り返しになるが、田口 [2015]は会計基準のコンバージェンス<sup>22</sup>の行方を主題としていることから、各国の視点からみた会計基準の選択問題は、基本的に議論の対象外とされている<sup>23</sup>。こうした点に留意は必要であるものの、日本における IFRS の任意適用の意義を考えるにあたって、田口 [2015]から得られる知見はあると考えられる。

すなわち、田口 [2015]は、理論的には、各プレイヤー間において「どれか1つの会計基準だけでなく、いくつかの会計基準に収斂させる」との同意が存在するもとでは、各プレイヤーにとっては、強制されずともそれに従うことが自己拘束的に最適になると分析し、会計基準のコンバージェンスを進展させる上では、ダ

---

<sup>21</sup> 厳密には、田口 [2015]では Stay、Other、New という概念上の会計基準を前提とする3つの戦略により分析されているが、本稿では実在する会計基準にあてはめて議論を行うこととする。

<sup>22</sup> 田口 [2015]は、コンバージェンスという用語について、世界的な会計基準の収斂、すなわち会計基準の収斂 (convergence) と採用 (adoption) を含む広義の意味で用いており、キーワード6で定義したコンバージェンスとは意味が異なることに留意。

<sup>23</sup> 実際には、各国がどのような会計基準を選択するかは、利得表というゲーム理論における前提条件に反映されていると考えられる。

イバージェンス（多様性）を許容することが有効であると指摘している。こうした点を踏まえ、日本の会計制度は、IFRS だけでなく、日本基準や US-GAAP、JMIS といった複数の基準が併存する状況にあり、会計基準の収斂先の多様性を認める戦略であるとして、肯定的に捉えられている。

ただし、これは世界的な会計基準のコンバージェンスの達成にあたって有効な手段かもしれないという指摘であり、ある国の会計制度の選択がその国にとってどのような意義を持つかという評価ではない。本稿は、この点を理論的に検証するものではないが、以下のような解釈を提示できると考えられる。すなわち、日本においては、IFRS の任意適用を通じて複数の会計基準が併存し、制度として 10 年超にわたって安定的に維持されていることから、1 つのプレイヤーの内部においても最善の戦略を選択し、ある種の均衡点に達していると解釈することもできるのではないだろうか。換言すれば、日本の IFRS の任意適用は、世界的な会計基準のコンバージェンスを推進する上では、ゲーム理論から導かれる結論と整合的であるだけでなく、日本という一国の立場からみても、複数の会計基準の選択適用という形で均衡し、制度として安定しているように見える。日本においては、IFRS の任意適用という制度が社会に受け入れられているとみられる中で、再びある 1 つの会計基準をすべての日本企業に強制適用するなど、現状を変更する動機は特段見当たらない。

実際、IFRS の任意適用は、会計制度が直面する様々な課題に対しても善処できていると考えられる。例えば、Ball [2016]は会計制度とその他の制度との間の衝突という課題を指摘しているが、日本においては、税制をはじめとするローカルな制度との間では、単体決算において日本の会計基準を適用することで整合性を確保する一方、そうした必要のない連結決算については、グローバルに活動する企業は自らの選択として IFRS（指定国際会計基準として定められたピュア IFRS）を適用し、国内市場を主な対象とする企業は日本の会計基準を適用するという形で適切に棲み分けができていていると考えられる。こうした裏側では、複数の会計基準が存在することによる比較可能性の低下や、制度維持にあたっての各種の社会的コストがあるものの、このようなネガティブな要素を考慮してもなお IFRS の任意適用を選択し続けることの意義が大きいからこそ、制度として定着しているのだろう<sup>24</sup>。

なお、田口 [2015]では、IFRS の決定の過程において各法域の基準設定主体からの意見が直接反映されるプロセスの存在は考慮の対象外となっているが、田口 [2015]の公表の後に、ASAF（第 3 節（3）イ.参照）が本格的に機能しはじめ、

---

<sup>24</sup> 定量的に示すことは難しいものの、IFRS の任意適用を認めることによって、IASB の意思決定プロセスに関与できることは大きな意義の 1 つと考えられる。

IFRS 決定の過程において各法域の基準設定主体からのインプットが大きな役割を果たすようになってきていることには留意が必要である。たとえば、ASBJ と欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) とイタリアの会計基準設定主体 (OIC) は、2014 年 7 月、ASBJ, EFRAG, and OIC [2014]を公表し、その後ののれんの事後測定に関する議論につながる重要な論点を提供した。その後、2016 年 7 月、EFRAG と ASBJ のスタッフは、 EFRAG and ASBJ [2016]という資料を ASAF の会議に提出し、議論を行っている。この資料では、IFRS を採用している欧州市場と、US-GAAP を採用している S&P 500 ならびに、主に日本基準を採用している日経 225 を比較し、のれんの償却を続けている日本市場と償却をストップした欧米市場に会計基準の相違がどのような影響を与えたかについて分析が行われている。この資料は IASB、FASB に影響を与え、それまで一顧だにされていなかった償却再導入の可能性についての議論が行われた。

このようなことから、国内に比較衡量できる複数の会計基準が存在し、企業が自由に選択できる環境にある日本の知見は、IFRS という会計基準の発展にも寄与している<sup>25</sup>とも考えられる。

本節では、実際に起きている事象をできる限り客観的な事実として捉え、先行研究の理論を参照しつつ、日本の IFRS の任意適用について若干の考察を試みた。田口 [2015]による理論をベースに検討したが、分析のモチベーションが異なることなどから、本稿ではあくまで解釈の 1 つを提示することにとどまり、十分な検証まではできていない。今後、日本における IFRS の任意適用のような複数の会計基準の選択適用という戦略も考慮し、より厳密な検証が行われることを期待したい。

## 6. おわりに：IFRS の任意適用の意義についての若干の考察

最後に、これまでの IFRS 適用を巡る動きや、先行研究から得られる知見を踏まえ、IFRS の任意適用の意義や課題について若干の考察を加えたい。

本稿でみてきたように、歴史的な経緯もあって、現在の世界的な IFRS の適用には多様性があり、日本が採用している任意適用もその 1 つである。任意適用という制度は、井上 [2018]が「植民地化」と呼ぶように、自国に包括的な独自の

---

<sup>25</sup> EFRAG and ASBJ [2016]のような比較は、日本の IFRS 任意適用の有無にかかわらず提供可能なデータではあるが、ASAF の議論の場でこのようなデータを用いた議論ができたのは、日本が IFRS を任意適用しており、ASAF のメンバーであったからであろう。その後、非公開のプロセス等で、同じ日本市場において IFRS を導入した企業と、そうでない企業との、のれん残高比較などのデータなども活用されているので、日本の任意適用は、有益な社会実験結果を提供したといえる。

会計基準がない、あるいは低品質であるために IFRS をそのまま受け入れる状態や、「グローカリゼーション」と呼ぶように、一部の個別基準を削除してもなお IFRS という普遍的なシステムを志向する状態のいずれにも当てはまらず、グローバル (IFRS) とローカル (日本基準) を共存させるものである。これは、企業が経営管理への寄与や比較可能性の向上などを期待し、自らの判断で IFRS を自由に選択することができる制度であり、グローバルな経営環境に適合しやすい柔軟なシステムであると評価することができる。IFRS の任意適用の意義について、経済的帰結の観点から明確な答えを導くことはできなかったが、制度選択の理論的分析の観点からは、田口 [2015]がいう、「どれか1つの会計基準だけでなく、いくつかの会計基準に収斂させる」という同意が存在する状態にあり、世界的な会計基準のコンバージェンスに寄与していると捉えることも可能である。また、比較衡量できる別の会計基準が存在することによって、IFRS を中心軸とする会計基準の発展に寄与し得ると考えられる。

本稿をきっかけに、会計基準の策定や適用のあり方について、更なる研究が行われることが期待される。日本という経済規模の大きい法域において、会計基準という重要な選択が企業の自由意志に委ねられたという貴重な経験が多面的に分析され、日本のみならず世界的に共有されること<sup>26</sup>は、国際的な会計基準の発展のみならず、現在議論が進んでいる IFRS サステナビリティ開示基準をはじめ、グローバルな基準策定を議論する際にも有益と考えられる。

---

<sup>26</sup> Hoogervorst [2020]では、「IFRS の任意適用という日本の方式は、米国でも採用し得る方式だと考える。将来、米国の企業に自由な選択が与えられれば、多くのアメリカの多国籍企業は、日本の企業と同じように、世界中で使用できる会計言語を選ぶだろうと確信している。今は選択肢に入っていないようだが、いつかそうなるという希望は失っていない。」と述べられている。

## 参考文献

- 井上定子、「IFRS 導入の多様性に関する国際社会学的考察」、『産業経理』78 巻 3 号、同文館出版、2018 年、62～73 頁
- 薄井 彰、「IFRS が日本の会計制度および企業行動に及ぼす影響」、『国際会計研究学会年報』2020 年度第 1・2 合併号、国際会計研究学会、2020 年、5～14 頁
- 小津稚加子、『IFRS 適用のエフェクト研究』、中央経済社、2017 年
- 金融庁、「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」、金融庁、2009 年 (<https://www.fsa.go.jp/news/20/20090616-1/02.pdf>、2022 年 1 月 31 日)
- 、「IFRS 適用に関する検討について」、金融庁、2011 年 (<https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>、2022 年 1 月 31 日)
- 、『『国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針』の公表について』、金融庁、2013 年 (<https://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2.html>、2022 年 1 月 31 日)
- 、「IFRS 適用レポート」、金融庁、2015 年 ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryoushouka/20150415/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryoushouka/20150415/01.pdf)、2022 年 1 月 31 日)
- 、「IFRS に関する北米調査出張（米国）調査報告書」、金融庁、2012 年 ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryoushouka/20120217/04b.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryoushouka/20120217/04b.pdf)、2022 年 1 月 31 日)
- 杉本徳栄、『国際会計の実像：会計基準のコンバージェンスと IFRS アドプション』、同文館出版、2017 年
- 田口聡志、『実験制度会計論 — 未来の会計をデザインする』、中央経済社、2015 年
- 手塚正彦、「IFRS の基本 連載第 1 回：IFRS をめぐる動き（その 1）」、アビタス、2009 年 ([https://abitus.biz/ifrs/rensai\\_vol01/](https://abitus.biz/ifrs/rensai_vol01/))
- 東京証券取引所、「『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析」、2022 年 7 月 22 日  
(<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/ifrs/tvdivq00000056g7-att/20220722.pdf>)
- 徳賀芳弘、「IFRS（国際会計基準）の日本企業への影響」、『セミナー年報』2011 年、関西大学経済・政治研究所、2012 年
- 中野貴之、『IFRS 適用の知見：主要諸国と日本における強制適用・任意適用の分析』、同文館出版、2020 年
- 日本経済団体連合会、意見書「会計基準の統合（コンバージェンス）を加速化し、欧米との相互承認を求める」、日本経済団体連合会、2006 年

- (<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/043.html>)
- 、意見書「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」、日本経済団体連合会、2008年 (<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/071/honbun.html>)
- 閔 肅、「世界の IFRS 適用の状況と時期についての一考察」、『産業経営』第 52 号、早稲田大学産業経営研究所、2017 年、85～99 頁
- 山田辰己、「IASB の最初の 10 年の戦略と歩み」、『国際会計研究学会年報』2020 年度第 1・2 合併号、国際会計研究学会、2020 年、27～39 頁
- 吉田和生、「IFRS、価値関連性と投資効率性の分析」、Discussion Papers in Economics, 666, 名古屋市立大学、2021 年
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ), European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG), and Fondazione Organismo Italiano Contabilità (OIC), “SHOULD GOODWILL STILL NOT BE AMORTISED? — ACCOUNTING AND DISCLOSURE FOR GOODWILL—,” ASBJ, EFRAG, and OIC, 2014
- (available at <https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FsiteAssets%2FDFP%2520Should%2520Goodwill%2520still%2520not%2520be%2520amortised%2520-%2520Research%2520Group%2520paper.pdf>).
- Ball, Ray, “IFRS 10 years later,” Accounting and Business Research, 46(5), 2016.
- Dhaliwal, D., W. He, Y. Li, and R. Pereira, “Accounting Standards Harmonization and Financial Integration,” Contemporary Accounting Research, 36(4), 2019, pp. 2437–2466.
- EFRAG, and ASBJ, “Quantitative Study on Goodwill and Impairment,” ASAF Meeting Agenda Staff Paper No.6, EFRAG, and ASBJ, 2016
- (available at <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2016/july/asaf/goodwill-and-impairment/ap6-goodwill-and-impairment.pdf>).
- Hoogervorst, Hans, “IASB Chair’s virtual keynote in Japan,” 2020 (available at <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2020/12/speech-iasb-chair-virtual-keynote-in-japan/>、2022 年 1 月 31 日).
- IFRS Foundation, “Constitution,” IFRS Foundation, 2000.
- , “Paper for Public Consultation: Status of Trustees’ Strategy Review,” IFRS Foundation, 2010.
- , “Report of the IFRS Foundation Trustees’ Strategy Review 2011 — IFRSs as the Global Standards: Setting a Strategy for the Foundation’s Second Decade,” IFRS

- Foundation, 2012 (available at <https://cdn.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/our-history/2012-trustees-strategy-review.pdf?la=en>).
- , “Preface to International Financial Reporting Standards,” IFRS Foundation, 2018.
- , “Due Process Handbook,” IFRS Foundation, 2020 (available at <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/due-process-handbook-2020.pdf>).
- International Organization of Securities Commissions (IOSCO), and IFRS Foundation, “Statement of Protocols for Cooperation on International Financial Reporting Standards,” IOSCO, and IFRS Foundation, 2013.
- Lin, S., W. Riccardi, and C. Wang, “Relative Effects of IFRS Adoption and IFRS Convergence on Financial Statement Comparability,” *Contemporary Accounting Research*, 36(2), 2019, pp. 588–628.
- Opare, S., M. N. Houqe, and T. Van Zijl, “Meta-analysis of the Impact of Adoption of IFRS on Financial Reporting Comparability, Market Liquidity, and Cost of Capital,” *ABACUS*, 57(3), 2021.
- Securities and Exchange Commission (SEC), “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers,” SEC, 2011.
- , “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: Final Staff Report,” SEC, 2012.
- SIX Exchange Regulation, “Regulatory Board Communiqué No. 1/2015,” SIX Exchange Regulation, 2015 (available at <https://www.ser-ag.com/dam/downloads/regulation/listing/communiques-regulatory-board/COM201501-en.pdf>, 2022年4月4日).